

ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 大阪府は、大阪の成長に資する中小企業者の先進的な技術開発の取組みを支援プロジェクトとして認定し、予算の定めるところにより、ものづくりイノベーション支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、ものづくりイノベーション支援プロジェクト認定要綱（以下「認定要綱」という。）第2条に掲げるものをいう。

2 この要綱において、「支援プロジェクト」とは、認定要綱第5条の規定により認定を受けた技術開発の取組みをいう。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に定めるものであって、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 先端技術の開発・実装等を目的とした、ものづくりに係る技術の開発
- (2) 社会に大きな効果をもたらすことを目的とした、ものづくりに係る技術の開発
- (3) 社会ニーズに対応することを目的とした、ものづくりに係る技術の開発

(助成事業者)

第4条 助成金の交付の決定を受けて助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、認定要綱第5条に規定する認定事業者で中小企業者とする。

(助成金の交付対象経費等)

第5条 知事は、認定要綱第5条に定める審査を経て、助成事業者が行う助成事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち、必要かつ適当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

2 助成金の額は助成対象経費の2分の1以内、150万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による助成金交付申請書（様式第1号）は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ものづくりイノベーション支援プロジェクト計画書
- (2) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定に基づく交付の申請について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する

法律（昭和38年法律第179号）第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（助成事業の内容等の変更承認）

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に該当するときは、助成事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第3号の規定に該当するときは、助成事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第4号の規定に該当するときは、助成事業遅延等報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（変更承認の特例）

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、別表1の各経費区分間における20%以内の金額の配分変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

（助成金の交付申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

（状況報告）

第10条 規則第10条の規定による報告は、助成事業遂行状況報告書（様式第6号）を、当該助成金の交付決定を受けた年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、当該年度の11月30日までに助成事業を完了又は廃止したときは、この限りでない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、助成事業実績報告書（様式第7号）を、助成事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定のあった大阪府の会計年度が終了した場合にあっては、当該会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（検査等）

第12条 知事は、助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成事業者に対して報告を求め、又は帳簿書類等の物件を検査することができる。

（助成金の交付）

第13条 知事は、規則第13条の規定による助成金の額の確定後、当該助成金を交付するものとする。ただし、助成事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による助成金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

- 2 前項の規定による助成金の交付を受けようとする助成事業者は、助成金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- 3 第1項ただし書きの規定により助成金の交付を受けようとする助成事業者は、交付の決定通知を受け取った日以後、速やかに概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（助成金の経理）

第14条 助成事業者は、助成金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間又は次条第3項に規定する期間のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 助成事業者は、助成事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

- 2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第19条ただし書き並びに同条第4号及び第5号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

- 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（実施結果の事業化報告）

第16条 助成事業者は、助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後15日以内に事業化状況報告書（様式第11号）を知事に提出することにより報告しなければならない。

（知的財産権に関する届出）

第17条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権等（以下「知的財産権」という。）を助成事業年度及び助成事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく知的財産権取得等届出書（様式第12号）を知事に提出することにより届け出なければならない。

（収益納付）

第18条 知事は、事業化状況報告書により、助成事業者において、当該助成事業の実施結果を基に事業化が図られた場合、知的財産権の譲渡があった場合、実施権の設定があった場合又は、その他当該助成事業の実施結果を他に供与したことにより収益が生じたと認められる場合は、当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることができる。

（成果の発表）

第19条 知事は、助成事業の成果について必要があると認めるときは、当該助成事業者に発表させることができる。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日までに交付決定されたものづくりイノベーション支援助成金の取り扱いについては、改正後のものづくりイノベーション支援助成金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

この要綱は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

別表1 (第5条第1項)

経費区分	細目	助成対象経費の内容	備考
技術開発費	開発事業費	① 原材料費 ② 消耗品費 ③ 機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費	
	開発委託費	① 共同研究費 ② 技術開発事業の一部を委託する経費 ③ 外注加工費	技術開発費の2分の1以内
技術調査費	調査事業費	① 技術調査費 ② 特許調査費 ③ 市場調査費 ④ 技術波及調査費 ⑤ 試験分析費 ⑥ 展示会出展経費（業務の一部又は全部を委託する経費も含む）	
事務費	活動費	① 企業への謝金・旅費 ② 共同研究機関への謝金・旅費 ③ 外部有識者等への謝金・旅費	
	事務費	① 資料購入費 ② 印刷製本費 ③ 運搬費 ④ 翻訳料 ⑤ 会議費	
	その他	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費	

※ 振込手数料、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入等に係る経費は助成対象としない。

※ 直接人件費に相当する経費は助成対象としない。

※ 消費税及び地方消費税に係る経費は助成対象としない。

※ 開発委託費は、技術開発費の2分の1以内とする。

※ 特許調査は、出願費用（いわゆる「出願前調査」「審査請求前調査」）、中間手続費用（拒絶理由通知への対応費用）、設定登録費用とする。